

海岸よろず相談所だより

平成21年8月21日
第9号
国土交通省
宮崎河川国道事務所
宮崎海岸出張所発行

花火が散乱していました…



マナーを守って楽しみましょう

記事

- ◇『第3回 宮崎海岸市民談義所』を開催しました！
- ◇『第4回 宮崎海岸市民談義所』のご案内！
- ◇『海岸の利用を考える会(仮称)』の参加者を募集します！

『第3回 宮崎海岸市民談義所』を開催しました！

『宮崎海岸市民談義所（以下、「談義所」）』は、宮崎の大切な財産である宮崎海岸をどのように未来に引き継いで行くのかを、みんなで考え、みんなで談義する場です。第3回目の談義所での談義内容について報告します。

議題1：今年度の養浜について

議題について、実施にあたり配慮や工夫して欲しいことなどの意見を、前回同様大きな航空写真にふせん紙を使って貼って頂きました。その際に出された意見の一部を紹介します。なお、みなさんから頂いた意見について検討し、具体的な養浜の検討を進めていきます。

- 船からの養浜は昨年度実施したところよりも、もっと北で実施して欲しい。
- 養浜の実施時期を3期に分けて欲しい。崖が形成されず、自然な地形が形成され、アカウミガメが登りやすいのではないかな。
- 養浜した箇所でも試験的に護岸を撤去したらいい。
- 養浜だけの対策では、お金が莫大にかかるのではないかな。

議題2：養浜以外の対策も含めた今後の検討の進め方

議題について、今後は養浜以外の対策についても検討を開始することを説明しました。これまでの調査結果や他海岸の対策事例を情報提供しつつ、市民のみなさんや専門家の意見をうかがいながら具体的な実施内容の検討を進めていきます。

これについて、参加者から質疑や意見がありましたので、その一部を紹介します。

- （質問）対策事例の情報提供は、海外の事例も含めるのか？→（回答）含めます。
- （質問）複数の試験施工を同時期に実施することは想定するのか？
→（回答）試験施工の内容によりますが、材質の確認等ならあり得ます。
- （意見）一連の海岸でも状況や特性が異なるので、いくつかのゾーンに分けられるのではないかな。



今回も大きな航空写真に参加者の意見をたくさん貼って頂き、談義しました！



休憩の合間も至るところで談義が行われています！

第3回談義所では、上記のほか以下の点についても意見交換しました。

- 第3回宮崎海岸侵食対策委員会技術分科会（以下、「分科会」）の報告
- 第2回談義所で頂いた意見の再確認
- 海岸の利用を考える会（仮称）の設置（詳細は裏面をご覧ください。）

なお、談義所や分科会の資料等は、海岸よろず相談所、宮崎河川国道事務所海岸課、裏面に記載の「海岸情報（宮崎海岸Publication）」にて閲覧できます。

『第4回 宮崎市民談義所』のご案内！

第4回目の談義所を以下の日程で開催しますのでご案内します。
 談義所では、宮崎の大切な財産である宮崎海岸について、おもて面のような活発な談義が行われています。
だれでも参加できますので、みなさんも参加してみませんか？

- ◇日時：平成21年9月7日（月）18時30分～21時
- ◇場所：佐土原総合文化センター 1階 研修室
- ◇議題：市民のみなさんによる意見発表 他
 （意見発表を希望される方は事前の連絡が必要です。）
 海岸よろず相談所まで連絡下さい。
- ◇問い合わせ：海岸よろず相談所
 （連絡先は最下段に記載しています。）

『海岸の利用を考える会（仮称）』の参加者を募集します！

第2回談義所において、自然環境（ウミガメや希少植物など）への配慮の観点から、海岸への車の乗り入れ等の問題について熱い談義がなされたことを、本誌第7号でお知らせしました。

これらの課題解決に向けて、『海岸の利用を考える会（仮称）』（詳細は、以下をご覧ください。）を設置する運びとなりましたのでお知らせします。

また、海岸よろず相談所では、『海岸の利用を考える会（仮称）』の参加者を募集しています。みなさまのご応募をお待ちしています。

申し込み・問い合わせは、海岸よろず相談所まで。（連絡先は最下段に記載しています。）

『海岸の利用を考える会（仮称）』とは…

1. 設置経緯

第2回談義所において。石崎浜への車の乗り入れについて、市民より様々な観点（ウミガメ・植物等の保護、サーフィン、釣りの利用など）から意見がありました。談義所における議論のみでは、時間の制約などもあることから、別途、市民によるマナー作りの場を設けたい旨を第3回談義所において提案したところ、談義所参加者から賛同を得ました。

2. 目的

- ◇海岸の利用（石崎浜への車の乗り入れ等）について、いろいろな思いや立場を持つ市民が談義し、市民によるマナー作りの場を検討します。
- ◇さらに、このマナーを広く一般に普及するための方法を検討します。

3. 体制

- ◇参加者：地元住民、海岸利用者、談義所参加者等から希望者を募ります。
 なお、参加者は、地先のことを良くご存じの方や海岸を頻繁に利用、調査されている方々を想定しています。
- ◇世話役：海岸よろず相談所 ◇関係機関：宮崎県、宮崎市

海岸に関するご相談やご意見・ご質問などありましたら

かいがん しょうだんしょ
○海岸よろず相談所○

こくどうつうしょう みやざきかせんこくどうじむしょ みやざきかいがんしゅつちようしょ
【国土交通省 宮崎河川国道事務所 宮崎海岸出張所】

にご連絡下さい。

TEL：0985-62-7050/FAX：0985-62-7051

〒880-0211 宮崎県 宮崎市 佐土原町 下田島 9515-6

【旧 宮崎地方法務局 佐土原出張所】

※宮崎河川国道事務所ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>

※海岸情報（宮崎海岸Publication）

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/html/kasen/sskondan/index.html>

